

教育委員会 9 月定例会

教育長報告（2）

臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（平成28年度藤沢市一般会計補正予算（第4号））に同意することについて）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2016年（平成28年）9月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、市議会定例会提出議案（平成28年度藤沢市一般会計補正予算（第4号））に同意することについて、次のとおり臨時に代理する。

2016年（平成28年）8月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

市議会定例会提出議案（平成28年度藤沢市一般会計補正予算（第4号））
に同意することについて

次のとおり平成28年度藤沢市一般会計補正予算について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2016年（平成28年）8月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

提案する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第19号

市議会定例会提出議案

(平成28年度藤沢市一般会計補正予算(第4号))

に同意することについて

平成28年度9月 教育費補正事業一覧

歳 出

(単位:千円)

	事業名	担当課	補正額	事業内容
1	学校給食運営管理費	学校給食課	64,703	食材費未払い業者に対する損害賠償金
教育部 計			64,703	

【歳出】

平成28年度9月補正

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 教育費	12,067,243	64,703	12,131,946			
5 学校給食費	3,128,730	64,703	3,193,433			
2 学校給食管理費	1,989,645	64,703	2,054,348	22 補償補填及び賠償金	64,703	01 学校給食運営管理費 64,703
						01 学校給食運営管理費 64,703